

生駒市規則第20号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条 都市整備部の項中「公園管理課 公園管理係 生駒山麓公園管理事務所」を「公園管理課 公園管理係」に改める。

第21条 福祉医療係の項第1号中「母子」を「ひとり親家庭等」に改める。

第39条の2 公園管理係の項第1号中「(生駒山麓公園管理事務所の所管に係るものを除く。)」を削る。

第39条の3を削る。

第47条第1項及び第48条第3項中「、生駒山麓公園管理事務所」を削る。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の5 第1項の表の5の項中「、生駒山麓公園管理事務所の所長」を削る。

(生駒市会計規則の一部改正)

第3条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条第1号中「、生駒山麓公園管理事務所長」を削る。

別表第1中

公園管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を に
	所管に係る物品の出納保管	—	
生駒山麓公園管理事務所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	
	所管に係る物品の出納保管	—	

  

公園管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

改める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第1条中生駒市行政組織規則第21条の改正規定は、同年8月1日から施行する。